

平成 27 年度 第 1 回横浜市精神保健福祉審議会

平成 27 年 8 月 25 日 (火)

午後 3 時半～午後 5 時 15 分 (予定)

健康福祉局障害福祉部 大会議室 (KRC ビル 6 階)

《次 第》

1 開会

2 健康福祉局障害福祉部長挨拶

3 議題

(1) 横浜市の退院促進に向けた取組について (資料 1)

(2) 精神障害者の住まい検討部会について (資料 2)

4 報告

(1) 生活支援センターについて (資料 3)

(2) 精神保健福祉対策事業について (資料 4)

(3) よこはま自殺対策ネットワーク協議会について (資料 5)

5 その他

【配 付 資 料】

- ・資料 1 退院促進に向けた取組について
- ・資料 2 精神障害者の住まい検討部会について
- ・資料 3 - 1 横浜市精神障害者生活支援センター食事提供に関するモデル事業について
- 資料 3 - 2 6 月の食数及び来館者数実績
- 資料 3 - 3 平成 26 年度生活支援センター利用統計一覧
- ・資料 4 精神保健福祉対策事業について
- ・資料 5 よこはま自殺対策ネットワーク協議会について
- ・資料 6 横浜市精神保健福祉審議会条例
- ・資料 7 横浜市精神保健福祉審議会運営要領

平成27年度 横浜市精神保健福祉審議会委員名簿 (五十音順)

委員氏名	ふりがな	職名
青 柳 智 夫	あおやぎ ともお	横浜市精神障がい者就労支援事業会 横浜SSJ相談支援室長
荒 井 政 明	あらい まさあき	神奈川県精神科病院協会副会長 ワシン坂病院院長
池 田 陽 子	いけだ ようこ	神奈川県精神保健福祉士協会会長
石 渡 和 実	いしわた かずみ	東洋英和女学院大学 人間科学部保育子ども学科 教授
伊 東 秀 幸	いとう ひでゆき	田園調布学園大学 人間福祉学部長
恵 比 須 享	えびす すすむ	横浜市医師会常任理事 えびすクリニック 院長
大 滝 紀 宏	おおたき としひろ	神奈川県精神科病院協会理事 湘南病院院長
大 友 勝	おおとも まさる	横浜市精神障害者地域生活支援連合会代表
尾 花 由 美 子	おばな ゆみこ	神奈川県看護協会 神奈川県立精神医療センター 副院長兼看護局長
川 島 志 保	かわしま しほ	横浜弁護士会 川島法律事務所
佐 伯 彰	さえき あきら	神奈川県精神科病院協会理事 神奈川病院院長
佐 々 木 寛 志	ささき ひろし	横浜市社会福祉協議会会長
塩 崎 一 昌	しおざき かずまさ	横浜市総合保健医療センター 地域精神保健部長
竹 山 孝 二	たけやま こうじ	神奈川県精神神経科診療所協会監事 クオーレ医院 院長
土 屋 恵 美 子	つちや えみこ	南区生活支援センター 所長
豊 田 ま ゆ 美	とよだ まゆみ	神奈川県看護協会 洋光台訪問看護ステーション 所長
西 井 華 子	にしい かこ	神奈川県精神科病院協会監事 鶴見西井病院院長
平 安 良 雄	ひらやす よしお	横浜市立大学大学院医学研究科精神医学部門 主任教授
宮 川 玲 子	みやかわ れいこ	横浜市精神障害者家族連合会理事長
山 口 哲 顕	やまぐち てつあき	神奈川県精神科病院協会理事 港北病院院長

平成27年度精神保健福祉審議会 事務局名簿

区分	氏名	所属
事務局	豊澤 隆弘	健康福祉局保健所長（健康福祉局担当理事）
	水野 哲宏	健康福祉局担当理事（保健医療医務監）
	齋藤 聖	障害福祉部長
	白川 教人	こころの健康相談センター長
	山田 洋	障害企画課長
	上條 浩	障害福祉課長
	君和田 健	障害支援課長
	氏家 亮一	企画課長
	加藤 隆生	医療援助課長
	茂木 潤一	保健事業課長
	賀谷 まゆみ	高齢在宅支援課長
	大津 豪	障害企画課企画調整係長
	小川 武広	障害企画課差別解消法担当係長
	中村 剛志	障害企画課施策推進担当係長
	山田 和子	障害企画課制度担当係長
	山村 太郎	障害企画課精神保健福祉係長
	江原 顕	障害企画課就労支援係長
	今井 智子	障害福祉課生活支援係長
	飯野 正夫	障害福祉課移動支援係長
	松浦 拓郎	障害福祉課地域活動支援係長
	丹野 久美	障害福祉課事業者育成担当係長
	名倉 孝典	障害支援課障害支援係長
	川島 とも子	障害支援課整備推進担当係長
	卯都木 優子	障害支援課在宅支援係長
	高島 友子	障害支援課事業支援係長
	池村 明広	障害支援課担当係長
	新海 隆生	こころの健康相談センター相談援助係長
	駒形 俊文	こころの健康相談センター救急医療係長
	粟屋 しらべ	企画課企画係長
	丸山 直樹	医療援助課福祉医療係長
	森田 英樹	保健事業課担当係長
	山本 倫子	高齢在宅支援課認知症等担当係長
	倉本 裕義	医療局 医療政策課長
川畑 淳	医療局 医療政策課担当係長	

平成27年度 第1回 横浜市精神保健福祉審議会 座席表

健康福祉局障害福祉部 大会議室
(KRCビル6階)

平安
会
長

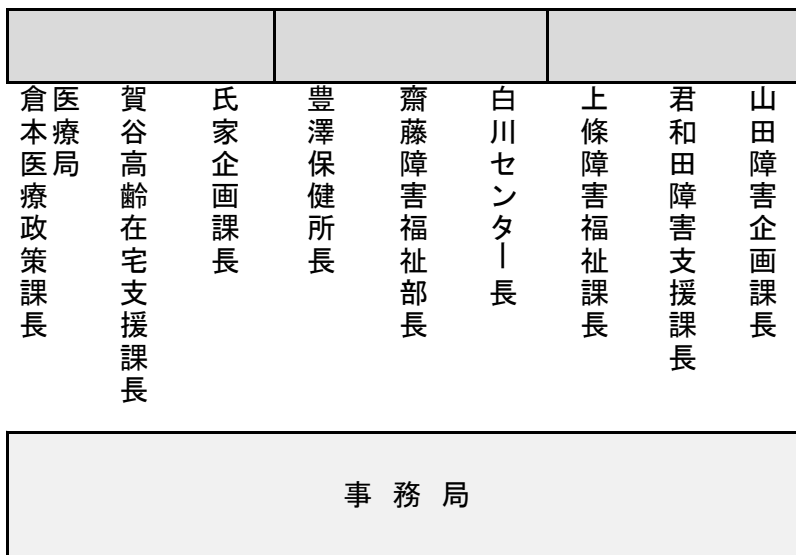
川
島
副
会
長

塩崎 委 員
竹山 委 員
土屋 委 員
豊田 委 員
西井 委 員
宮川 委 員
山口 委 員

荒井 委 員
池田 委 員
石渡 委 員
恵比須 委 員
大滝 委 員
大友 委 員
佐々木 委 員

【委員席】

傍聴席



【司会】

事務局

入 口

退院促進に向けた取組について

1 本市の精神科病院の状況

精神科病院等の状況（平成26年度）

病院数	精神病床数	一日平均在院患者数	年間病床利用率
29	5,303床	4,382人	82.6%

横浜市内の精神科病院の精神保健福祉調査データ（国調査）

	3か月後退院率	1年後退院率	長期在院患者数	調査協力医療機関数
平成26年度 (速報値)	59.7%	90.8%	1,878人	26

※長期在院患者数は、各年度の6月30日時点で1年以上入院を継続している方の数。

※市内29医療機関の中で、精神保健福祉調査に協力した医療機関数。

2 本市の退院促進の取組

(1) 入院患者・病院スタッフ等への地域移行の啓発普及活動

横浜市精神障害者地域移行・地域定着支援事業（横浜市退院サポート事業）において、精神科病院の入院患者に対する地域移行に向けた啓発活動や、病院スタッフや地域へ向けた事業の普及啓発を行います。

【平成26年度実績】 実施病院 10か所

入院患者対象	60回	地域関係者対象	4回
病院スタッフ対象	10回	合計	74回

(2) 個別支援サービスを利用した退院支援

ア 地域移行支援（障害者総合支援法サービス）

要件を満たす長期入院患者が、本サービスを利用して退院につながるよう支援していきます。

【利用実績】

	実利用者数	退院者数
平成26年度	27人	14人

イ 横浜市精神障害者地域移行・地域定着支援事業（横浜市退院サポート事業）

アの法定サービスの利用要件を満たさない入院患者について、本市独自のサービス利用により、退院を支援します。

【利用実績】

	利用者総数	退院者数
平成26年度	69人	24人

※支援対象者の平均延べ入院期間：11年5か月 平均年齢：50歳

ウ 横浜市精神障害者地域生活推進事業（通称：横浜市チャレンジ事業）

長期入院患者に対して、地域移行のための体験利用の機会（生活訓練施設での体験宿泊）を提供します。

【利用実績】

	利用実人員	延べ宿泊数	退院者数
平成 26 年度	92 人	868 泊	38 人

(3) 精神医療審査会及び精神科病院実地指導を通じた審査検証

ア 精神医療審査会

精神医療審査会においては、医療保護入院者にかかる入院届及び定期病状報告書を全件審査しています。医療保護入院者定期病状報告書の「退院に向けた取組」欄の審査内容及び精神保健福祉法改正の趣旨や告示を踏まえ、横浜市より医療機関に対して助言、指導を行っていきます。

イ 精神科病院実地指導

横浜市内にある 29 か所の精神科病院及び総合病院精神科病棟に対して、年 1 回現地へ赴き指導を行っていきます（精神科病院実地指導、法第 38 条の 6）。実地指導においては改正法が的確に運用されていることを確認していきます。今年度より新たに、退院に向けた取組について医療保護入院患者の退院調整に関して退院後生活環境相談員等へのヒアリングを行うことで地域移行に向けた現状や課題などについて調査していきます。

(4) 精神科病院スタッフに対する退院促進に関する研修の開催

定期的に地域移行に関わる精神科病院職員向けの研修を開催します。

（予定されている研修）

退院後生活環境相談員と精神障害者生活支援センター地域移行地域定着支援事業担当者（横浜市退院サポート事業担当者を含む）合同の研修会の開催

日時 平成 27 年 10 月 8 日(木) 13:30～16:30

内容 ・本市退院促進に向けた取組について
・地域移行における病院・地域の連携強化について
・事例発表、グループワーク

精神障害者の住まい検討部会

報告書（案）

精神障害者の住まい検討部会
（平成 27 年 8 月）

はじめに

横浜市では、これまでも市内に精神障害者を含め多くのグループホーム設置・運営を補助してきました。

また、市内に精神障害者の宿泊型自立訓練施設3か所において夜間居住の場を提供し、帰宅後の生活能力等の維持向上のための支援も実施するなど、地域移行を推進してきました。

本市独自の施設としては、市内全区に生活支援センターを設置し、地域で生活する精神障害者の方々の社会復帰、自立等を支援するため、日常生活相談、地域交流活動などを実施しています。また、生活支援センターの1事業として、9か所のセンターにおいて、市独自で、地域移行・地域定着支援事業を行っています。

この度、平成 26 年 4 月に改正精神保健福祉法(以下「法」と言う。)が施行され、医療保護入院患者の退院について個別に支援を行う退院後生活環境相談員や、退院支援委員会の設置などが各精神病院に義務付けられることとなりました。また、同法第 41 条に基づく告示により入院生活～地域生活への移行が、精神保健福祉に携わるすべての関係者の目指すべき方向となりました。

本市もこれまでの地域移行支援策に加え、法の施行を踏まえ、退院促進に結び付くような入院病床を有する精神科病院への働きかけや、入院中の患者への働きかけ、退院後も精神障害者が安心して生活できるような支援についての取組を進めています。

一方、平成 27 年度から始まった「第3期横浜市障害者プラン」の策定過程において、「精神障害者の中にはその障害特性ゆえに必ずしも既存のグループホームの生活に馴染まない人がいる」といったような声に基づき、「民間住宅入居の促進」が盛り込まれ、グループホームから民間住宅への転居や、その後の単身生活が安心して送れる仕組みを検討、実施することになりました。

そこで、横浜市精神保健福祉審議会の分科会として新たに、「精神障害者の住まい検討部会」を設置し、民間住宅への入居に関する課題を中心に議論を進めてきました。

ここに、これまでの検討部会での議論をまとめ報告します。

1 精神障害者の民間住宅契約の課題

グループホームに入居する精神障害者の中には、集団での生活に馴染めずに一人暮らしを望んでいるものの、入居可能な民間アパートを探すことの困難さや、一人で暮らすことからの不安から、踏み出せないでいる人が多くいるとの指摘がありました。

また、精神科病院の入院患者の退院先として、民間アパートを探しても、貸主の理解を得られず 10 数件断られたという事例の紹介もありました。

貸主が精神障害者に賃貸をしたがらない理由として、精神障害に対する理解不足の面があるものの、具体的な不安として①家賃の滞納、②近隣トラブルを生じさせる行動、③死亡した場合の手配や後片付けを担う人がいないなどがあるとの意見がありました。

民間住宅の入居を促進するためには、これらの貸主の不安を解消していかないと、賃貸物件を探す困難さは改善できないという意見がありました。また、同時に入居する障害者が一人暮らしでも安心して過ごせるための支援施策があれば、近隣とのトラブルを生じさせる行動を抑止することができるという指摘もありました。

2 現行の支援事業における課題

横浜市では、地域移行や民間住宅への入居に関わる支援に関する事業として、「地域移行・地域定着支援事業」「民間住宅あんしん入居事業」などがあります。しかしながら、精神障害者の民間住宅入居の支援という視点から見た場合に、これらの制度は、貸主の精神障害に対する理解不足の側面と不安への対応に対しての機能がなく、そのニーズに応える制度となっていないとの指摘がありました。

また、障害者本人が安定した地域生活を継続するためには、本人が不安になった時に相談する機関があれば、不穏な行動の発生を抑止することができるとの指摘もありました。

《参考》横浜市の地域移行、入居支援に関する事業概要と課題

(1) 地域移行・地域定着支援事業

事業内容			事業実績 (平成 26 年度)
国事業	地域移行支援	障害者施設、精神病院等に入所・入院している障害者に地域生活に移行するための支援を行う。	退院者数 14 人
	地域定着支援	居宅で単身生活する障害者に緊急連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談・支援を行う。	
市事業	統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進する。		退院者数 24 人

【課題】

地域移行・地域定着支援事業としての個別支援において、民間住宅の入居契約は一定の実績をあげている。ただし、広く貸主に対して、精神障害の理解を推進することに加え、貸主の不安解消に向けた取組との連携が必要である。

(2) 民間住宅あんしん入居事業

事業内容	事業実績 (平成 24～26 年度)
連帯保証人がいない障害者等に保証会社を紹介すること等により、民間住宅への入居を支援する。	精神障害者:2件

【課題】

民間住宅あんしん入居事業は、入居支援施策の一つであり、当該事業ですべてを担うものではないが、利用実績は少数であり、賃貸を希望する者・貸主双方の要望に十分に答えられていない。

3 民間住宅入居のニーズ

民間住宅への入居促進策を検討する上で、精神科病院に入院している患者が退院後どのようなところで暮らしたいという意向をもっているのか、また、現在グループホームに入居しているが必要な支援策があれば民間住宅での独り暮らしを希望している精神障害者がどのくらいいるのか、実態を把握できていないのが現状であり、確認していく必要があります。

さらに、民間住宅で単身生活を安心して送るために必要な支援は何かということについても、障害者本人の意向を調査したうえで、施策を進める必要があります。

4 民間住宅入居促進のための施策

委員からは、民間住宅入居促進のために必要な施策として、次のような様々な案が提起されました。

- ・ 民間住宅を支援団体が借上げ、障害者にサブリースする仕組み
- ・ 上記団体が、入居した障害者の相談・支援(近隣トラブルの調整、死亡時の後片付け)を実施する仕組み
- ・ グループホーム入居者が地域移行した場合のグループホームへの運営費加算措置
- ・ グループホームから民間住宅に移行した障害者への家賃補助
- ・ 夜間・休日の精神科医療体制の整備

また、精神障害者生活支援センター、市独自事業である障害者自立生活アシスタント事業、さらに、訪問看護等を有機的に連携させることで、障害者が地域で安心して生活を送ることができる支援システムが再構築できるのではないかとの意見も提起されました。

5 まとめ

検討部会では2回にわたり、精神障害者の住まいに係る課題の抽出を行い、その課題への対応策について、委員から新たな事業の導入や既存の事業のブラッシュアップなどいくつかの案が提示されました。

これらの提案について、実施可能性を検証するためには、まずはグループホームに入居している精神障害者や精神科病院に入院している患者の実態や意向等を調査し、ニーズがどの程度あるのか把握するための調査を行っていく必要があるとの結論になりました。

併せて、受入側である貸主側の意向も建築局とも連携を図りながら、調査を行う必要があります。

さらに、既存制度の連携・拡充などについても多角的に検証を進め、上記の調査結果を十分に反映させながら、検討部会で提案された施策案の導入について検討を横浜市に要望することをこの検討部会のまとめとします。

精神障害者住まい検討部会委員名簿

(順不同) 敬称略

委員氏名	ふりがな	職名
塩崎 一昌 (部会長)	しおざき かずまさ	横浜市総合保健医療センター 地域 精神保健部長
大友 勝	おおとも まさる	横浜市精神障害者地域生活支援連 合会代表
佐伯 彰	さえき あきら	神奈川県精神科病院協会理事 神奈川病院院長
土屋 恵美子	つちや えみこ	南区生活支援センター 施設長
宮川 玲子	みやかわ れいこ	横浜市精神障害者家族連合会理事 長

横浜市精神障害者生活支援センター
食事提供に関するモデル事業について【経過報告】

1 趣旨

横浜市精神障害者生活支援センターの相談事業の機能強化を目指すことを目的として、既存のサービスの整理を行うモデル事業として、夕食サービスの提供日数の削減を行います。

2 事業実施生活支援センター及び内容

実施生活支援センター	食事提供日
保土ヶ谷区生活支援センター（A型）	【夕食】月火水木日（週5）
緑区生活支援センター（A型）	【夕食】火金日（週3）
戸塚区生活支援センター（B型）	【夕食】火木（週2） 【昼食】土（週1）

3 実施スケジュール

平成 27 年 2 月	モデル事業周知開始（利用者・関係機関）
4 月	モデル事業開始
5 月 22 日	第 1 回 モデル事業検証委員会
9 月 11 日	第 2 回 モデル事業検証委員会（中間報告・課題共有）
12 月 11 日	第 3 回 モデル事業検証委員会（翌年度に向けての検討）
平成 28 年 3 月 11 日	第 4 回 モデル事業検証委員会（まとめ）
4 月以降	全市実施に向けての検討⇒平成 29 年度予算検討

4 実施状況

(1) 食数及び来館者数の実績

別添の通り、モデル事業実施事業所で夕食提供がなくなることで、近隣の他の生活支援センターへの影響は見られていない。

(2) 個別支援状況

保土ヶ谷区：10名（男性8名、女性2名）

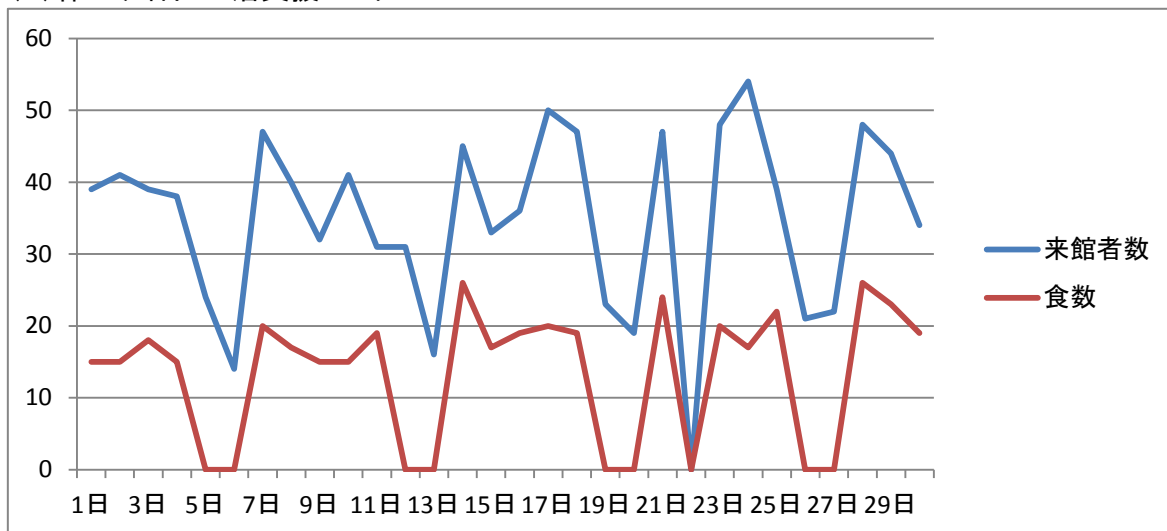
緑区：12名（男性11名、女性1名）

戸塚区：3名（男性2名、女性1名）

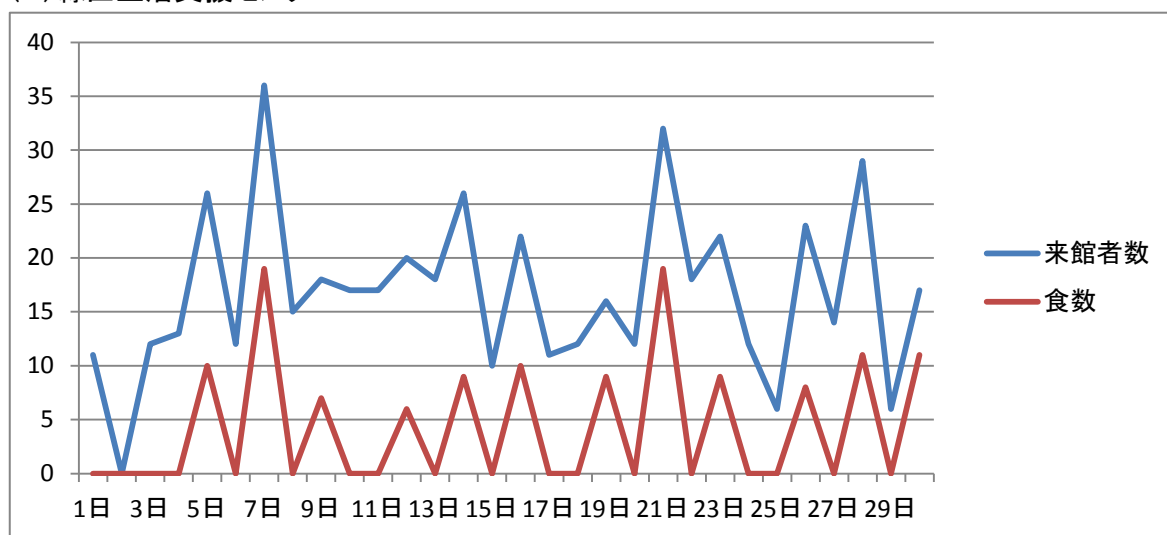
6月の食数及び来館者数実績

1 モデル事業実施センターでの推移

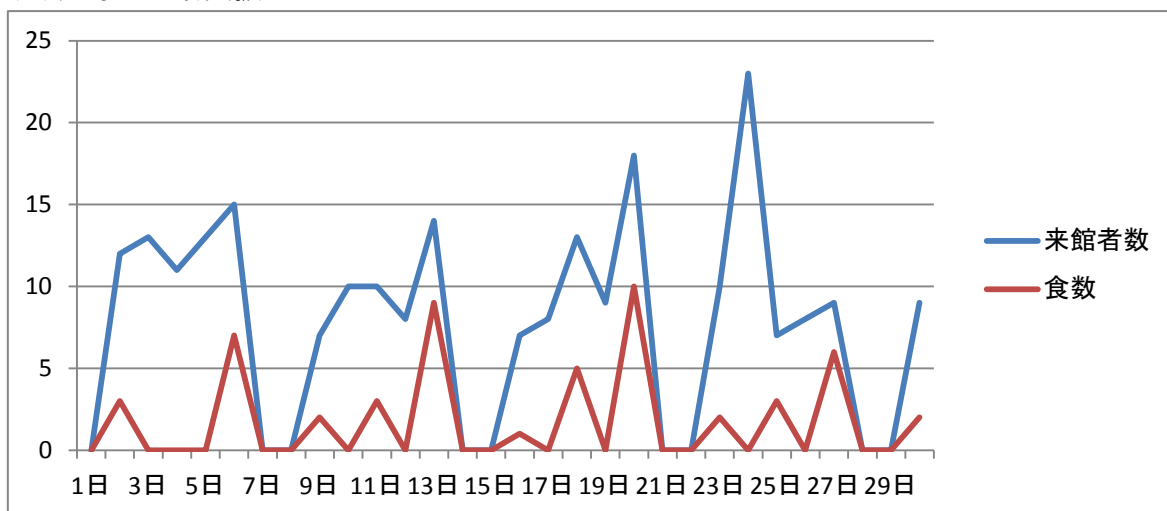
(1) 保土ヶ谷区生活支援センター



(2) 緑区生活支援センター



(3) 戸塚区生活支援センター



2 周辺センターとの比較

資料3-2

(1) 保土ヶ谷区生活支援センターと周辺の生活支援センター

6月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日
保土ヶ谷区	15	15	18	15	無	無	20	17	15	15	19	無	無	26	17	19	20	19	無	無	24	休	20	17	22	無	無	26	23	19
旭区	無	無	無	無	20	無	無	無	無	無	無	22	無	無	無	無	無	無	23	無	無	無	無	無	無	25	無	無	無	無
瀬谷区	休	14	15	12	無	無	休	休	11	12	14	7	無	休	休	11	16	9	無	無	休	休	13	10	7	13	無	休	休	13
西区	休	14	無	無	17	無	休	休	12	無	無	15	無	休	休	22	無	無	12	無	休	休	12	無	無	14	無	休	休	11
神奈川区	休	12	11	9	10	7	10	13	12	10	12	11	9	10	17	15	15	8	8	10	11	9	10	5	14	10	6	4	12	12

※22日: 保土ヶ谷区生活支援センター休館日

(2) 緑区生活支援センターと周辺の生活支援センター

6月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日
緑区	無	休	無	無	10	無	19	無	7	無	無	6	無	9	無	10	無	無	9	無	19	無	9	無	無	8	無	11	無	11
港北区	15	10	休	8	6	7	7	9	11	4	6	2	7	7	6	7	8	5	5	20	5	8	5	6	3	7	9	6	10	5
都筑区	休	4	7	8	5	17	休	休	3	7	5	5	14	休	休	10	12	5	8	15	休	休	9	7	8	8	13	休	休	6
青葉区	8	12	5	7	3	休	休	3	8	7	4	6	休	休	5	5	5	6	6	休	休	9	8	3	4	6	休	休	8	5
神奈川区	休	12	11	9	10	7	10	13	12	10	12	11	9	10	17	15	15	8	8	10	11	9	10	5	14	10	6	4	12	12
中区	9	16	5	6	10	20	14	14	16	15	8	14	25	12	10	8	11	12	18	18	3	11	休	19	8	7	20	15	13	9

※2日: 緑区生活支援センター休館日

※都筑区は昼食提供

(3) 戸塚区生活支援センターと周辺生活支援センター

6月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日
戸塚区	休	3	無	0	無	7	休	休	2	無	3	無	9	休	休	1	無	5	無	10	休	休	2	無	3	無	6	休	休	2
港南区	17	16	10	15	15	15	22	21	19	12	24	12	13	19	休	14	15	10	12	19	12	18	23	17	15	9	15	15	21	18
栄区	6	5	9	4	14	11	8	休	4	7	7	13	11	10	8	7	6	13	8	10	9	8	12	15	8	7	6	8	12	9
泉区	休	5	2	3	10	14	休	休	6	2	5	8	14	休	休	5	4	2	5	11	休	休	7	5	5	10	13	休	休	5
南区	19	15	休	休	19	21	12	17	16	休	休	20	23	22	23	20	休	休	22	19	16	22	20	休	休	21	25	29	20	23

※日・月: 戸塚区生活支援センター休館日

	神奈川	栄	港南	保土ヶ谷	緑	磯子	港北	鶴見	中	旭	金沢	泉	南	都筑	青葉	西	戸塚	瀬谷	合計
開所日数	353	353	353	353	353	353	353	353	354	257	256	256	258	257	258	240	256	254	5470
登録者数 (H27.3時点)	930	969	1607	959	1048	1158	1248	559	489	319	532	380	845	550	629	137	461	307	13127
来館者数 (実利用者数)	12791	11297	12887	12713	8650	9238	9820	10800	10665	8939	4869	3639	7581	4099	8808	4196	3711	3938	148641
(一日平均)	36.2	32	36.5	36	24.5	26.2	27.8	30.6	30.1	34.8	19	14.2	29.4	15.9	34.1	17.5	14.5	15.5	27.2
利用者数 (延)	26360	14729	18458	22809	19216	17197	21967	15643	19158	13064	8115	5929	10057	6912	14539	8824	7392	6031	256400
(一日平均)	74.7	41.7	52.3	64.6	54.4	48.7	62.2	44.3	54.1	50.8	31.7	23.2	39	26.9	56.4	36.8	28.9	23.7	46.9
日常生活支援	16192	5406	7202	13971	12857	10682	15877	6800	10927	6623	4754	3299	4560	3966	11848	7730	5152	2877	150723
時間帯																			
午前 (9-13)	5716	1776	2034	4913	4043	3675	5169	1872	3153	2164	1028	1220	922	1586	2992	844	1533	1000	45640
午後 (13-17)	5289	1552	2611	5518	4332	3956	5749	2527	3760	3694	2921	1736	2685	2380	5553	4465	2588	1380	62696
夜間 (17-21)	5187	2078	2557	3540	4482	3051	4959	2401	4014	765	805	343	953	0	3303	2421	1031	497	42387
相談・支援件数合計	16192	5406	7205	13904	12641	10738	15857	6815	10898	6742	4754	3324	4547	3963	11891	7586	5155	2857	150475
(一日平均)	45.9	15.3	20.4	39.4	35.8	30.4	44.9	19.3	30.8	26.2	18.6	13	17.6	15.4	46.1	31.6	20.1	11.2	27.5
援助方法																			
電話相談	13253	3331	5417	9681	10432	7709	12055	4340	8015	4021	3171	2038	2410	2755	1704	4359	3462	2003	100156
(一日平均)	37.5	9.4	15.3	27.4	29.6	21.8	34.2	12.3	22.6	15.6	12.4	8	9.3	10.7	6.6	18.2	13.5	7.9	18.3
面接相談	1160	1416	1128	2134	1436	950	1713	983	1680	1901	1002	715	764	458	1721	973	890	604	21628
(一日平均)	3.3	4	3.2	6	4.1	2.7	4.9	2.8	4.7	7.4	3.9	2.8	3	1.8	6.7	4.1	3.5	2.4	4
フリースペース対応	1448	537	488	1528	610	1659	1849	895	692	401	490	307	1293	690	4364	1438	549	148	19386
(一日平均)	4.1	1.5	1.4	4.3	1.7	4.7	5.2	2.5	2	1.6	1.9	1.2	5	2.7	16.9	6	2.1	0.6	3.5
訪問	203	66	106	270	73	199	33	326	237	48	59	189	38	28	3891	176	175	49	6166
(一日平均)	0.6	0.2	0.3	0.8	0.2	0.6	0.1	0.9	0.7	0.2	0.2	0.7	0.1	0.1	15.1	0.7	0.7	0.2	1.1
同行	113	35	48	145	61	51	59	177	241	56	16	63	28	30	136	93	44	41	1437
(一日平均)	0.3	0.1	0.1	0.4	0.2	0.1	0.2	0.5	0.7	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	0.5	0.4	0.2	0.2	0.3
その他	15	21	18	146	29	170	148	94	33	315	16	12	14	2	75	547	35	12	1702
(一日平均)	0	0.1	0.1	0.4	0.1	0.5	0.4	0.3	0.1	1.2	0.1	0	0.1	0	0.3	2.3	0.1	0	0.3
有料サービス																			
食事	6064	4788	6148	6855	5141	4246	3354	6469	5598	1171	2844	750	6459	2312	1251	1131	1448	2431	68460
(一日平均)	17.2	13.6	17.4	19.4	14.6	12	9.5	18.3	15.8	4.6	11.1	2.9	25	9	4.8	4.7	5.7	9.6	12.5
入浴	3015	97	1448	109	371	761	406	654	1728	145	107	173	83	15	0	0	68	262	9442
(一日平均)	8.5	0.3	4.1	0.3	1.1	2.2	1.2	1.9	4.9	0.6	0.4	0.7	0.3	0.1	0	0	0.3	1	1.7
洗濯	0	149	141	169	202	241	92	839	300	35	0	121	14	3	3	0	12	38	2359
(一日平均)	0	0.4	0.4	0.5	0.6	0.7	0.3	2.4	0.8	0.1	0	0.5	0.1	0	0	0	0	0.1	0.4
インターネット	445	3	123	118	195	411	716	248	377	0	13	32	218	36	46	0	0	0	2981
(一日平均)	1.3	0	0.3	0.3	0.6	1.2	2	0.7	1.1	0	0.1	0.1	0.8	0.1	0.2	0	0	0	0.5
嘱託医相談 (回数)	13	34	26	21	24	47	29	75	23	12	12	0	13	12	12	0	0	12	365
(一日平均)	0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0	0	0	0.1	0	0	0	0	0	0.1
各種事業 (回数)																			
当事者活動・自主事業支援	39	8	0	16	10	24	19	40	50	683	27	42	15	18	323	9	0	0	1323
(参加人数)	274	7	0	65	104	120	114	267	116	4561	143	278	136	61	1887	77	0	0	8210
プログラム	130	105	104	57	82	117	21	44	70	55	112	251	78	103	338	311	96	76	2150
(参加人数)	782	1317	890	375	622	679	441	445	868	488	575	1715	782	812	4793	2154	587	789	19114
地域支援・ネットワーク (支援関係者向け)	76	101	1	66	20	15	101	72	42	60	48	67	44	4	49	26	45	31	868
(参加人数)	201	178	3	333	78	117	319	105	92	134	199	124	92	124	169	77	101	102	2548
地域交流・啓発 (本人・家族・一般市民向け)	22	62	33	23	34	11	30	18	12	49	19	95	14	18	49	5	11	15	520
(参加人数)	177	2283	766	394	461	535	300	86	42	814	345	890	77	459	3826	27	37	673	12192
家族支援	11	6	1	20	7	22	0	15	9	26	5	0	5	4	5	27	5	2	170
(参加人数)	23	104	1	26	43	128	0	19	15	200	5	0	30	8	64	118	55	3	842
実習生受け入れ	29	25	60	55	24	22	24	72	2	17	29	1	1	3	44	0	6	4	418
(参加人数)	101	35	86	27	53	36	58	17	9	23	10	2	2	25	54	0	13	4	555
職員研修	9	69	13	23	21	9	25	49	10	29	31	13	36	28	23	13	8	6	415
(参加人数)	14	126	16	46	39	49	42	100	14	65	52	15	74	25	210	24	9	18	938
ボランティア支援	3	1	1	1	1	2	21	18	3	160	0	0	0	0	20	0	8	0	239
(参加人数)	15	1	5	1	6	37	124	6	3	1116	0	0	0	0	210	0	8	0	1532
場所の提供	3	27	1	0	4	0	51	0	2	47	0	0	14	11	29	7	0	0	196
(参加人数)	139	430	9	0	12	0	916	0	28	598	0	0	71	59	395	82	0	0	2739
外部会議等	30	77	153	18	54	34	0	72	58	65	22	55	106	115	7	55	25	43	989
(参加人数)	34	93	210	22	104	67	0	77	96	289	23	90	281	129	14	103	26	46	1704
その他 (行事案内等の郵送物を含む)	4	14	2	116	3	3	0	13	0	323	40	3	4	15	1	5	9	0	555
(参加人数)	136	176	5	438	34	12	0	13	0	4523	2829	5	14	140	100	17	13	0	8455

※②登録者整理、市外利用者整理を行った。
※来館者数+電話+訪問+同行 (入力不要) □

精神保健福祉対策事業について

I 平成 26 年度 精神保健福祉対策事業実績

1 こころの健康相談センター事業

(1) 技術支援・協力

福祉保健センター及び関係機関に対し、技術支援・協力を行いました。

	区福祉保健センター支援	関係機関支援
相談延べ件数	150件	95件

(2) 精神保健福祉相談

① こころの電話相談（平日夜間・休日、365日・21時30分まで受付）

相談実件数	2,151件
相談延べ件数	7,603件

② アルコール・薬物特定相談

	アルコール	薬 物	ギャンブル	その他
専門医相談延べ件数	6件	2件	2件	3件

また、薬物依存症家族教室を年間で10回実施したほか、依存症対応研修を1講座開催しました。

③ 思春期・ひきこもり特定相談

カウンセラー相談延べ件数	6件
--------------	----

④ その他

このほか、平日昼間に、電話相談および面接相談を行いました。

電話相談延べ件数	747件
面接相談延べ件数	71件

(3) 教育研修

福祉保健センター等の職員に対して、研修を行いました。

また、他機関の依頼により、当センターの職員を講師として派遣しました。

主催研修	10回
他機関主催研修（講師派遣）	16回

(4) 普及啓発

広報印刷物を発行により普及啓発を行いました。

広報印刷物の発行（新規）	5回
--------------	----

(5) 調査研究・学会発表

資料の収集等とおし、地域精神保健福祉活動の実態を把握し、関係機関等に情報の提供等を行いました。また、学会や誌面における発表を行いました。

2 精神医療適正化対策事業

(1) 精神医療審査会

市内の精神科病院から提出される医療保護入院者の入院届・定期病状報告、措置入院者の定期病状報告、及び入院患者等からの退院・処遇の改善請求について、入院又は処遇の適否の審査を行う精神医療審査会を運営しました。

① 精神医療審査会の開催

医療委員 3 名、法律家委員 1 名及び有識者委員 1 名で構成する合議体による審査会を定期的に行いました。

年間36回	第 1 合議体	毎月 1 回	第 3 木曜日
	第 2 合議体	毎月 1 回	第 1 木曜日
	第 3 合議体	毎月 1 回	第 4 木曜日

② 審査結果

ア 書類審査

精神科病院から提出された報告書等について、入院の可否を審査しました。

	審 査	審査結果		
		適 当	移 行	不 要
医療保護入院届	3,840	3,840	0	0
医療保護定期病状報告	1,659	1,659	0	0
措置定期病状報告	10	10	0	0
合 計	5,509	5,509	0	0

(件)

適当：現在の入院形態での入院が適当と認められる。

移行：他の入院形態への移行が適当と認められる。

不要：入院の継続の必要は認められない。

イ 退院又は処遇改善請求審査

委員が病院に出向き、請求者、病院管理者、入院患者及び保護者に対し意見を聴き、入院の可否又は処遇の適否について審査しました。

(件)

	審 査	審査結果				
		適 当	移 行	不 要	不 適 当	そ の 他
退 院 請 求	62	57	0	1		4
処遇改善請求	10 (6)	10 (6)			0	0
合 計	72	67	0	1	0	4

* 括弧内の数字は退院請求との重複請求

適当：引き続き現在の入院形態での入院が適当又は処遇は適当と認められる。

移行：他の入院形態への移行が適当と認められる。

不要：入院の継続の必要は認められない。

不適當：処遇は適当と認められない。

その他：退院の請求は認めないが、処遇について適当ではない。

(2) 精神科病院実地指導等

① 精神科病院等実地指導（精神保健福祉法第38条の6）

市内の精神科病床を持つ全病院に対し、入院患者の処遇、定床数の遵守や人員配置、施設・設備の管理、入院者の届出事務等について実地に調査し、入院患者の人権に配慮した適正な医療が確保されるよう指導しています。

② 入院患者実地審査（精神保健福祉法第38条の6）

入院後3か月（及び必要に応じ1年）を経過した横浜市の措置入院者全員、及び横浜市内の精神科病院等に入院している医療保護入院者の一部（病床数の1%）を対象に、本市の依頼した精神保健指定医が、入院の要否と処遇の適否について審査しています。

平成26年度実施者数	74人（措置5人、医療保護69人）
------------	-------------------

3 医療費公費負担事業

(1) 自立支援医療（精神通院）（26年度実績）

精神障害の治療のために要した通院医療費の一部を公費で負担しています。

対象者数	支払総額
52,582人	7,168,832,251円

(2) 措置入院医療費（26年度実績）

市長の命令により措置入院した患者の入院医療費を公費負担しています。

対象者数	支払総額
667人	138,507,226円

(3) 重度障害者医療費助成（26年度実績）

重度の障害のある方が、医療機関にかかった時の保険診療の一部負担金を助成しています。

対象者数	支払総額
1,696人	127,389,026円

※対象者数及び支払総額は精神障害者にかかる実績です。

4 精神障害者保健福祉手帳

精神障害の状態を証する手段となる手帳を交付して、手帳所持者に対する各種の支援策を講じやすくし、精神障害者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。

- (1) 自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の判定
 自立支援医療(障害者自立支援法第52条)及び精神障害者保健福祉手帳交付(精神保健福祉法45条)申請に伴う判定業務を行いました。

① 判定会議の開催

センター医師1名及び外部精神保健指定医4名で構成する判定会議を定期に開催しました。

年間24回	毎月2回	第2水曜日、第4火曜日
-------	------	-------------

② 自立支援医療(精神通院医療)の判定

申請書に添えられた診断書に基づき、公費負担医療の適否を判定しました。

判定件数	判定結果
24,086件	(承認) 24,054件

③ 精神保健福祉手帳の判定

申請書に添えられた診断書に基づき、手帳交付の可否及び障害等級を判定しました。

判定件数	判定結果
9,643件	(1級) 793件
	(2級) 4,139件
	(3級) 4,617件
	(不承認) 94件

- (2) 平成26年度手帳所持者数(平成27年3月末) (人)

総計	1級	2級	3級
28,285	2,994	15,477	9,814

- (3) 平成26年度新規交付者数 3,314件

5 精神障害者入院医療援護金助成事業

市民税所得割額104,400円以下の世帯で同一病院につき20日以上入院した場合に、1か月につき1万円を助成しています。(26年度実績)

対象者数	助成件数	支払総額
2,013人	14,527件	151,669,260円

6 精神科救急医療対策事業

精神保健福祉法に基づく通報等に対して診察、移送及び入院措置を行う三次救急、救急医療相談に対して医療機関紹介を行う二次救急及び初期救急を実施するための精神科救急医療体制を運営しています。

(1) 三次救急等

ア 通報等の実績(件数)

- 22条(一般人の申請)
- 23条(警察官の通報)
- 24条(検察官の通報)
- 25条(保護観察所長の通報)
- 26条(矯正施設の長の通報)
- 26条の2(精神病院の管理者の届出)
- 27条2項(市長の職権による診察)
- 34条(医療保護入院のための移送)

(件)

	申請 通報	診察 不実施	診察件数及び診察結果内訳						
			措置	緊急 措置	医療 保護	任意 入院	通院 診療	医療 不要	
22条	1	1	0	0	0	0	0	0	0
23条	459	160	288	193	56	10	3	24	2
24条	57	20	37	30	0	4	0	2	1
25条	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26条	107	107	0	0	0	0	0	0	0
26条の2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26条の3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27条2項	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34条			0	0	0	0	0	0	0
合計	624	288	325	223	56	14	3	26	3

* 23条については、通報取り下げ11件

イ 警察官通報への夜間・休日・深夜対応

病院名	救急病床数
県立精神医療センター	16床
北里大学東病院	3床
市大センター病院	3床(+3床)
市立川崎病院	2床
昭和大学横浜市北部病院	3床(+3床)
横浜市立みなと赤十字病院	3床
済生会横浜市東部病院	3床

合計 7病院 33床(+6床) ()内は横浜市民専用病床

市民専用病床 実績

年度	病院名	入院者数	入院者数内訳		
			警察官通報等経由 (ハード救急)	精神科救急情報窓口 (ソフト救急)	その他 (区役所等)
平成26年度	市大センター病院(3床)	20名	16名	3名	1名
	北部病院(3床)	11名	10名	1名	0名

夜間・休日・深夜の警察官通報の状況

(件)

	通報件数	取り下げ	診察不実施	診察件数及び診察結果内訳					
				措置入院	医療保護	任意入院	通院診療	医療不要	
夜間	124	5	42	82	68	6	1	6	1
休日	59	2	22	30	28	2	0	0	0
深夜	144	3	58	100	81	1	0	17	1

* 通報件数は、受理した時間帯。診察件数は、実施した時間帯で計上。

(2) 二次救急

相談件数	3,504 件
病院紹介件数等	277 件

(3) 初期救急

平成16年10月から土曜午後と休日昼間に初期救急医療事業を実施しています。

	実施日数	依頼件数	診察件数
平成26年度	121 日	165 件	75 件

7 自殺対策事業

(1) 地域自殺対策緊急強化交付金を活用した区局の取組

講演会開催による普及啓発	7区、こころの健康相談センター
研修開催による人材育成	10区、青少年相談センター、 こころの健康相談センター

(2) 専門的なゲートキーパー数（自殺対策研修受講した保健・医療・福祉等関係職員）

1,817人（平成25年度～26年度 累計3,706人）

【よこはま保健医療プラン 平成25年度～平成29年度 目標値：3,000人】

(3) 自死遺族支援

自死遺族ホットライン (毎月第1、3水曜日)	24回	延べ58人
自死遺族の集い「そよ風」	12回	延べ84人

Ⅱ 平成 27 年度 こころの健康相談センターの取組について

1 精神保健福祉センターとしての法定業務を着実に実施

(1) 精神保健福祉相談の推進

- ・ 研修や会議を通じ、精神保健福祉関係機関等を支援

(2) 精神障害者保健福祉手帳業務等を実施

- ・ 精神障害者保健福祉手帳の判定・交付等

2 精神科救急業務体制の維持及び拡充策の検討

- ・ 切れ目のない精神科救急受入れ体制確保

3 災害関係

- ・ 災害時こころのケア研修を実施

4 自殺対策事業

- ・ ゲートキーパーの育成及びその養成研修を開催のできる人材の育成
- ・ 自死遺族の支援

今後のよこはま自殺対策ネットワーク協議会の進め方について

1 よこはま自殺対策ネットワーク協議会の趣旨

よこはま自殺対策ネットワーク協議会（以下、協議会という。）は、4 縣市（神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市）で設置しているかながわ自殺対策会議において、各自治体にて「地域部会」を開催することとなったため、平成 26 年度から「よこはま自殺対策ネットワーク協議会運営要綱」に基づき運営されています。

自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係しているため、総合的な自殺対策を推進するためには、地域の多様な関係者の連携・協力が必要です。このため、本協議会は、行政・民間・市民代表の委員が、それぞれの立場を活かしながら、同じ土俵で意見交換することで、それぞれが各自の役割を果たしつつ、この会議での意見交換を踏まえながら、それぞれの取組を発展させ、また、関係者間の連携に繋げていくことを目的としています。

<参加委員（人数）> 計 32 名

有識者（2）、市民代表者（4）、医療関係（2）、福祉関係（2）、教育関係（1）、法律関係（2）、支援団体（2）、経済関係（1）、労働関係（1）、鉄道関係（1）、警察関係（1）、報道関係（1）、行政機関[庁内関係部署]（12）

2 経過

○平成 26 年度は「自殺対策への理解を深める」、「顔の見える関係づくり」をテーマに 3 回協議会を開催しました。

平成 26 年 6 月 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 松本先生のお話

平成 26 年 10 月 委員の所属団体の取組の紹介・情報共有

平成 27 年 2 月 委員の所属団体の取組の紹介・情報共有

○また、各委員へ所属団体での取組、今後の協議会での取組についてのアンケートを実施し、様々な意見をいただきました。

- ・現在の協議会では委員の人数が多いため、分野を絞った分科会で検討してみてもどうか。
- ・若年層の自殺が増加しているため、若年層の自殺の分析や予防の方策の検討が必要。

3 今後の協議会の進め方について

今後は、年 3 回開催していた協議会のうち 1 回を、検討テーマと参加委員を絞った形で集中的に意見交換を行う分科会形式の会議に変更し、自殺対策としてそれぞれの立場において実現可能な取組について具体的に意見交換をしていきます。分科会での意見交換結果は、後の協議会の場でも報告し、他の委員からもご意見をいただくこととします。

4 平成 27 年度の分科会での意見交換テーマ

今年度のテーマは、“**若年層対策**”とします。

今年度の分科会では、若年層に対する効果的な普及啓発、若年層支援のゲートキーパー養成等について意見交換をしていきます。

- ・平成 24 年統計における 15～39 歳の各年代の死因の第 1 位は自殺。(平成 26 年自殺対策白書)
- ・自殺死亡率は、他の年齢層では減少傾向を示している中であっても若年層は増加傾向を示している。(自殺総合対策大綱)
- ・今年度より新たに設けられた地域自殺対策強化交付金(国の交付金事業)においても、若年層対策については、特に必要性の高い事業として、補助率が「10/10」とされた。
- ・本市において若年層へ焦点をあてた自殺対策事業は少なく、より一層の強化が望まれる。

■今後のスケジュール

平成 27 年 7 月 30 日 第 4 回よこはま自殺対策ネットワーク協議会(委員全員参加)

11 月頃 若年層対策に関する分科会(参加予定委員 下記のとおり)

平成 28 年 2 月 第 5 回よこはま自殺対策ネットワーク協議会(委員全員参加)

■出席委員(予定)

○民生委員児童委員協議会、○青少年相談員、○人権擁護委員、○横浜市立大学、
○神奈川県精神保健福祉協会、○神奈川県社会福祉士会、○私立中学・高等学校協会、
○横浜いのちの電話、○株式会社テレビ神奈川、○行政機関[庁内関係部署]など。

○横浜市精神保健福祉審議会条例

平成 8 年 3 月 28 日

条例第 12 号

横浜市精神保健福祉審議会条例をここに公布する。

横浜市精神保健福祉審議会条例

(設置)

第 1 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 9 条第 1 項の規定に基づき、横浜市精神保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(平 18 条例 8・全改)

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者
- (2) 精神障害者の医療に関する事業に従事する者
- (3) 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立及び社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者

3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関係のある者のうちから市長が任命する。

(平 18 条例 8・追加)

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(平 18 条例 8・追加)

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平 18 条例 8・旧第 2 条繰下)

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員(特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。)の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平 18 条例 8・旧第 3 条繰下)

(分科会)

第 6 条 審議会に、分科会を置くことができる。

2 分科会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 分科会に、分科会長を置き、分科会長は、分科会の委員の互選によって定める。

(平 23 条例 50・追加)

(部会)

第 7 条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、部会長は、部会の委員の互選によって定める。

(平 18 条例 8・旧第 5 条繰下、平 23 条例 50・旧第 6 条繰下)

(幹事)

第 8 条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、横浜市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(平 18 条例 8・旧第 6 条繰下、平 23 条例 50・旧第 7 条繰下)

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(平 17 条例 117・一部改正、平 18 条例 8・旧第 7 条繰下、平 23 条例 50・旧第 8 条繰下)

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平 18 条例 8・旧第 8 条繰下、平 23 条例 50・旧第 9 条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行後最初の審議会の会議は、市長が招集する。
附 則(平成 17 年 12 月条例第 117 号)抄
(施行期日)
 - 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(平成 18 年 2 月規則第 9 号により同年 4 月 1 日から施行)
附 則(平成 18 年 2 月条例第 8 号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において、障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)附則第 45 条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 10 条第 3 項の規定により横浜市精神保健福祉審議会の委員(以下「委員」という。)に任命されている者は、この条例による改正後の横浜市精神保健福祉審議会条例第 2 条第 2 項の規定により任命された委員とみなす。
- 3 施行日において、委員に任命されている者に係る任期は、平成 20 年 3 月 31 日までとする。
附 則(平成 23 年 12 月条例第 50 号)抄
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市精神保健福祉審議会運営要領

最近改正 平成25年4月15日健障企第726号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要領は、横浜市精神保健福祉審議会条例（平成8年3月横浜市条例第12号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、横浜市精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（議事日程）

第2条 審議会の会長（以下「会長」という。）は、審議会の議事日程を定め、あらかじめ審議会の委員（以下「委員」という。）に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

2 会長が必要と認めるとき、又は委員からの発議があったときは、会長は、会議に諮り、討議を行わないで、議事日程を変更することができる。

（開会等）

第3条 審議会の開会、閉会、中止等は、会長がこれを宣告する。

2 会長は、開会の宣告後、会議の定足数を確認するものとする。

3 会長は、委員の出席数が定数に満たないとき、又は会議中出席者数が定足数を欠けたときは、延会又は休憩を宣告するものとする。

（議事の運営）

第4条 議事の運営は、前回の会議録の承認、報告、説明、質疑、討論及び議決の順序による。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りでない。

（発言及び採決）

第5条 会議において発言しようとする者は、会長を呼び、会長の許可を得た上、簡潔に、かつ議題に即して発言するものとする。

2 会長は、質疑及び討論の終結を宣告しようとするときは、会議に諮り、討議を行わないで、これを決定するものとする。

3 会長は、採決するとき、その旨を宣告するものとする。

（会議録）

第6条 審議会は、会議録を作成するときは、次の事項を記録するものとする。

（1）開会及び閉会に関する事項並びに開催年月日時

（2）出席委員及び欠席委員の氏名

（3）議事日程等

（4）議案に関する議事及び議決の状況

（5）議案及び関係資料

（6）その他審議会が必要と認める事項

2 前項の場合において、会議録は、審議経過、結論等が明確となるよう作成し、審議会の会議において確認を得るものとする。ただし、非公開の会議に係る会議録の確認を得る場合、又は次回の会議開催まで1か月以上を要する場合は、各委員への持ち回り又は会長があらかじめ指名した者により、確認を得るものとする。ことができる。

（分科会）

第7条 条例第6条の規定に基づき設置する分科会に副分科会長を置くことができる。副

分科会長は分科会の委員の互選により定める。

- 2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 条例第6条第2項により会長が指名する分科会の委員には、条例第2条第2項第2号に規定する者のうちから、分科会に必要な精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条に定める精神保健指定医の資格を有するものを含めることが望ましい。
- 4 分科会には、分科会委員のほかに外部委員を置くことができる。

(分科会の開催)

第8条 条例第6条第3項の規定に基づき選ばれた分科会長は、分科会の会務を総括する。

- 2 分科会の議事は、分科会の議決をもって決する。
- 3 分科会の議事内容は、分科会長が障害企画課長に報告する。また、障害企画課長は、分科会長から報告を受けた内容を審議会において報告する。

(部会)

第9条 条例第7条の規定に基づき設置する部会に副部会長を置くことができる。副部会長は部会の委員の互選により定める。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 部会には、会長の指名により部会委員以外のものを出席させ、意見を求めることができる。

(部会の開催)

第10条 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会の会議は、部会の委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 部会の議事内容は、部会長が障害企画課長に報告する。また、障害企画課長は、部会長から報告を受けた内容を審議会において報告する。

(会議の公開)

第11条 審議会の会議は、公開とする。

- 2 審議会の会議の傍聴を希望する者は、会議の受付で氏名及び住所を記入し、係員の指示により、傍聴席に入るものとする。
- 3 傍聴定員は、申し込み先着順とする。

(会議資料の配付)

第12条 審議会の会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）に会議資料を配付する。この場合において、傍聴者に配付する会議資料の範囲は、会長が定める。

(秩序の維持)

第13条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席するものとする。

- 2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。
- 3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第 14 条 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等、会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第 15 条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条ただし書の規定により会議を非公開とするときは、会長は、その旨を宣告するものとする。

2 会長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。

3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、会長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(幹事)

第 16 条 条例第 8 条に定める幹事は、健康福祉局障害福祉部長が行う。

(庶務)

第 17 条 審議会の運営に必要な事務は、健康福祉局障害福祉部障害企画課において処理する。

(委任)

第 18 条 条例及びこの要領に定めるもののほか、審議会、分科会及び部会の運営に関し必要な事項は、それぞれの会の議決を経て、それぞれの長が定める。

附 則

1 この要領は、平成 8 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 12 年 11 月 29 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 15 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 25 年 4 月 15 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。